○令和元年5月取組項目の改定

荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組

平成30年度末時点　別紙-2-①　資料3－2

凡例　○:実施予定、△:実施中、●:実施済み・継続実施、－:対象なし、
:取組機関対象外、　赤字:R1年5月更新箇所　青字:追加内容の補足説明（手持ち資料のみに記載し、本編の調査表からは削除します。）

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組（県・市町調査項目）	課題	目標時期	取組機関	関東地方整備局	水資源機構	気象庁	埼玉県	さいたま市	川越市	熊谷市	川口市	行田市	加須市	東松山市	春日部市	羽生市	鴻巣市	深谷市	上尾市	草加市	越谷市	蕨市	戸田市	朝霞市	志木市	和光市	新座市	桶川市	久喜市	北本市	八潮市	富士見市	三郷市	蓮田市	坂戸市	幸手市	鶴ヶ島市	吉川市	ふじみ野市	白岡市	伊奈町	三芳町	毛呂山町	越生町	川島町	吉見町	鳩山町	寄居町	宮代町	杉戸町	松伏町
1）ハード対策の主な取組																																																			
■洪水を河川内で安全に流す対策																																																			
1 ・優先的に実施する堤防整備、多数の人命被害が生じる区域の堤防強化対策	AB	R2年度	関東地整	△																																															
1 追加内容 （早期復興を支援する事前の準備） ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川																																																		
1 追加内容 （本川と支川の合流部等の対策） ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、堤防決壊が発生した場合に湛水深が深く、特に多数の人命被害等が生じる恐れのある区間において、堤防強化対策等を概成。 ＜国管理河川＞約70河川																																																		
2 ・橋梁部周辺対策の実施	AB	H28年度から順次実施	関東地整	△																																															
3 新規追加 ・多数の家屋や重要施設等の保全対策等（樹木伐採、河道掘削） →（多数の家屋や重要施設等の保全対策） 2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、氾濫による危険性が特に高い等の区間において、樹木・堆積土砂等に起因した氾濫の危険性を概ね解消。 ＜国管理河川＞約140河川	AB, AD	R2年度	関東地整																																															
■危機管理型ハード対策																																																			
~~3~~ 4 ・堤防天端の保護、裏法尻の補強	AD	R2年度	関東地整	△																																															
4 追加内容 （決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）） ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、高齢者が特に多い地域等において、危機管理型ハード対策等を概																																																			
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備																																																			
4 5 ・雨量・水位等の観測データおよび洪水時の状況を把握・伝達するための基盤整備・拡充（危機管理型水位計やCCTVカメラの設置、監視機能強化、ダム放流警報の耐水化等）	B	R2年度	関東地整・県	△			△																																													
5 追加内容 （洪水予測や水位情報の提供の強化） ・国及び水機構管理123ダムのうち、ダム放流警報等の耐水化や改良等が必要な施設については、2020年度までに対策を完了。 ・72時間以上非常用電源が確保されていない特に重要な既存河川監視カメラ（公開、夜間監視が可能）の対策を順次実施。（2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに約500箇所設置）																																																			
~~5~~ 6 ・情報伝達手段の改善	L,M	H28年度から順次実施	市町					○	△	●	●	●	●	△	●	△	●	●	●	△	△	○	●	●	●	●	●	●	△	△	△	●	●	●	△	●	△	●	△	●	△	●	△	●	●	△	●	○	○	●	●	●	●	△	●
~~6~~ 7 ・水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材等の配備及び関係者による共同点検	V	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	△			△	●	△	○	○	○	△	●	○	●	○	○	○	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	●	○	●	—	●	△	●	△	—	○	△	○	○	△	—	△	●	●
7 追加内容 （重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認） 毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。																																																			
~~7~~ 8 ・排水機場の耐水化や水門・機場等の遠隔操作を確実に行える対策（二重化）の実施	Y	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県	△	●		○																																													
~~8~~ 9 ・浸水時やダムにおいては大規模停電時においても災害対応を継続するための施設整備および自家発電装置の耐水化等の実施	W,X	R2年度	関東地整・県・市町	△			—	—	—	●	●	○	●	—	●	●	●	○	—	●	—	△	●	—	○	—	—	—	●	—	●	○	●	●	—	●	—	●	—	△	●	—	—	—	●	●	—	—	●	●	○
9 追加内容 （市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）） 引き続き、協議会等の場において、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を共有。また、耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施。対策の実施状況につい																																																			
9 追加内容 （樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保） ＜電力供給停止時の操作確保＞ ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、大規模停電が発生し、ダム等への電力供給が停止した場合に備えるため、予備発電機の運転可能時間延伸等の緊急対策を実施。 【国管理河川】約30ダム、																																																			
~~9~~ 10 ・河川防災ステーションの整備や円滑な水防活動等の活用方策検討、堤防天端上の車両交換場所等の整備	AC	H28年度から順次実施	関東地整	△																																																
10 追加内容 （河川防災ステーションの整備） 協議会等の場を活用して、河川防災ステーションの整備を進めるとともに、関係機関と情報を共有し市町村等の円滑な水防活動等、活用方策を検討・調整。																																																			
11 新規追加 広域避難計画に必要となる避難場所、避難路の整備 →（隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等） 必要となる避難場所、避難路の整備にあたっては、河川工事等の発生土砂を有効活用するなど、連携による効率的な整備を実施。	H, I, J, Q	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町																																																	

○令和元年5月取組項目の改定

荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組

平成30年度末時点　別紙-2-①　資料3－2

凡例　○:実施予定、△:実施中、●:実施済み・継続実施、－:対象なし、
：取組機関対象外、　赤字:R1年5月更新箇所　青字:追加内容の補足説明（手持ち資料のみに記載し、本編の調査表からは削除します。）

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組（県・市町調査項目）	課題	目標時期	取組機関	関東地方整備局	水資源機構	気象庁	埼玉県	1 さいたま市	2 川越市	3 熊谷市	4 川口市	5 行田市	6 加須市	7 東松山市	8 春日部市	9 羽生市	10 鴻巣市	11 深谷市	12 上尾市	13 草加市	14 越谷市	15 蕨市	16 戸田市	17 朝霞市	18 志木市	19 和光市	20 新座市	21 桶川市	22 久喜市	23 北本市	24 八潮市	25 富士見市	26 三郷市	27 蓮田市	28 坂戸市	29 幸手市	30 鶴ヶ島市	31 吉川市	32 ふじみ野市	33 白岡市	34 伊奈町	35 三芳町	36 毛呂山町	37 越生町	38 川島町	39 吉見町	40 鳩山町	41 寄居町	42 宮代町	43 杉戸町	44 松伏町
2）ソフト対策の主な取組																																																			
①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組																																																			
■的確な避難行動を取るための情報提供																																																			
~~10~~ 12	・緊急速報メールによるプッシュ型の洪水予報等の情報発信	B	H29年度から順次実施	関東地整・県	△			●																																											
~~11~~ 13	・水位計、ライブカメラ、河川監視用カメラ、水害リスクラインに基づく洪水予報等の情報提供の拡充	B	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県	△	●		●																																											
13 追加内容	（洪水予測や水位情報の提供の強化） ・水害リスクラインに基づく水位予測及び洪水予報を実施。 ・洪水の最高水位やその到達時間の情報提供など、洪水予報の高度化を推進。 ・リアリティーのある河川の状況を住民一人一人に伝達するため、簡易型河川監視カメラ等を活用し、画像・映像によるリアリティーのある災害情報の積極的な配信。 ・河川監視用カメラ配置計画を検討・調整し、順次整備を実施。																																																		
~~12~~ 14	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のしやすさサポート）	K	H28年度から順次実施	気象庁			△																																												
~~13~~ 15	・災害時の情報発信における地元メディアとの連携強化	N	H28年度から順次実施	関東地整・県・市町	△			△	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	—	●	●	●	●	●	●	●
~~14~~ 16	・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	W	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町				△	●	●		●	●		△	●		○	○	○		△		●			○	—	○	○	●	△	○	○	●	○			○	●	●	●		○				○		△		●
17 新規追加	・洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築） →（洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）） ・毎年、出水期前に協議会において連絡体制を確認。洪水対応訓練や避難訓練等を実施し、明らかになった課題等を通してタイムラインを検証し、必要に応じて改訂。	B	引き続き実施	関東地整・県・市町																																															
18 新規追加	・洪水予測や河川水位の状況に関する解説 →（洪水予測や河川水位の状況に関する解説） ・出水時に、国土交通省職員等普段現場で災害対応に当たっている専門家がリアルタイムの状況をテレビやラジオ等のメディアで解説し、状況の切迫性を直接住民に周知。	B,K	R1年度から順次実施	関東地整																																															
■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成																																																			
~~15~~ 19	・氾濫ブロック・区間に応じたきめ細やかな危険水位設定	D,F	H28年度から順次実施	関東地整	△																																															
~~16~~ 20	・氾濫流の広域拡散を考慮した越水・破堤後を含めた、避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成	C,E,G	H28年度から順次実施	関東地整・市町	△				●	○	○	●	●	●	△	●	○	●	●	●	●	●	△	●	●	○	○	●	○	●	○	○	●	△	●	●	△	△	○	●	●	●	○	●	○	○	●	●	●	○	○
~~17~~ 21	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	K,P,Q	H28年度から定期的に実施	協議会全体	△	○	○	●	●	○	○	●	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22 新規追加	・避難訓練等の実施による避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認及び見直し →（避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認（タイムライン）） ・毎年、出水期前に協議会において、市町村等関係機関と水害対応タイムラインを確認。 また市町村は関係機関と連携して避難訓練等を実施して、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準や水害対応タイムライン等を見直し。	C,E,F,G	R1年度から順次実施	協議会全体																																															
■浸水リスク情報の周知、避難行動支援																																																			
~~18~~ 23	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表及びダム下流部における浸水想定図の作成	A,D	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県	△			△																																											
23 追加内容	（浸水想定区域の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等） ・ダム下流部において浸水想定図の作成が必要なダムについては、関係機関とダム下流部の浸水想定図作成範囲等について調整を実施し、調整が整ったダムから順次、浸水想定図を作成。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、ダム操作に関わる情報提供や住民周知のあり方について課題のある箇所において対策を実施。																																																		
~~19~~ 24	・浸水被害軽減地区指定に向けた箇所の抽出及び情報提供の実施、課題の共有を踏まえた指定	A,D	H30年度から順次実施	関東地整・県・市町				○	—	○					○				○	—		—	—				—	○	○	—	○	—		—	○	○			○		○	—		○				○		○		○
24 追加内容	（浸水被害軽減地区の指定） ・引き続き、複数市町村に影響があると想定される浸水被害軽減地区の指定については、協議会等の場を活用して指定の予定や指定にあたっての課題を水防管理者間等で共有し、連携して指定。																																																		
~~20~~ 25	想定最大規模降雨に対応した水害ハザードマップの作成・周知、訓練等への活用及び優良事例の提供（専門家による支援の実施）	H	R2年度	関東地整・市町					●	●	○	●	△	○	●	△	●	○	○	○	●	○	△	●	●	△	●	●	△	△	●	○	●	●	○	●	○	●	○	●	○	△	○	○	○	○	●	○	○	○	○
25 追加内容	（ハザードマップの改良、周知、活用） ・ハザードマップ作成や住民説明等に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。 ・協議会の場等を活用して、水害ハザードマップの作成、周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集して、市町村に提供。 ・市町村において、水害ハザードマップの訓練等への活用について検討した上で実施。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、想定最大規模に対応したハザードマップが未作成の約800市町村について、作成・公表。																																																		
~~21~~ 26	・広域避難計画の策定、市町村間の協定締結	H,J,Q	R2年度	関東地整・県・市町	△			△	○	○	△	△	●	△	△	△	△	○	△	○	○	○	△	△	—	○	●	○	△	△	●	○	●	△	△	△	△	△	△	○	●	△	○	○	○	△	△	—	—	△	○	△
~~22~~ 27	・平常時から住民に水害リスクをわかりやすく伝える「まるごと、まちごとハザードマップ」の推進及び設置事例や利活用事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町					●	△	△	●	○	●	△	●	△	○	○	●	●	●	○	●	○	○	○	●	○	●	○	△	○	●	△	○	●	●	●	○	●	△	○	●	○	○	○	●	—	●	●	○
27 追加内容	（災害リスクの現地表示） ・設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示の拡大を促進。																																																		
~~23~~ 28	・要配慮者利用施設の避難計画の作成および訓練の支援	O	R3年度	市町					△	●	●	○	○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○	△	●	○	●	●	○	△	○	△	○	△	△	△	●	—	○	△	●	●	—	△	○	○	●	—	○	○	○	●
~~24~~ 29	・避難場所の絶対数が不足する地域における既存施設の避難場所としての活用及び民間施設を活用した事例や調整内容、協定の締結等の情報提供	I	H28年度から順次実施	市町					○	○	○	○	○	●	○	—	●	—	○	●	○	○	○	●	—	○	○	●	●	●	○	●	○	○	○	○	△	○	●	△	○	○	—	●	—	●	○	●	—	○	○	○
29 追加内容	（応急的な退避場所の確保） ・洪水ハザードマップに記載されている民間施設等を活用した緊急的な避難先の事例を収集し、調整内容や協定の締結方法等について協議会の場等を通じて情報提供。																																																		
30 新規追加	・応急的な退避場所の確保 →（応急的な退避場所の確保） ・安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要のある地域において退避場所の整備。	I	R1年度から順次実施	関東地整・市町																																																

○令和元年5月取組項目の改定

荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組

平成30年度末時点　別紙-2-①　資料3－2

凡例　○：実施予定、△：実施中、●：実施済み・継続実施、－：対象なし、
：取組機関対象外、　赤字：R1年5月更新箇所　青字：追加内容の補足説明（手持ち資料のみに記載し、本編の調査表からは削除します。）

具体的な取組の柱 / 事項	具体的取組（県・市町調査項目）	課題	目標時期	取組機関	関東地方整備局	水資源機構	気象庁	埼玉県	1 さいたま市	2 川越市	3 熊谷市	4 川口市	5 行田市	6 加須市	7 東松山市	8 春日部市	9 羽生市	10 鴻巣市	11 深谷市	12 上尾市	13 草加市	14 越谷市	15 蕨市	16 戸田市	17 朝霞市	18 志木市	19 和光市	20 新座市	21 桶川市	22 久喜市	23 北本市	24 八潮市	25 富士見市	26 三郷市	27 蓮田市	28 坂戸市	29 幸手市	30 鶴ヶ島市	31 吉川市	32 ふじみ野市	33 白岡市	34 伊奈町	35 三芳町	36 毛呂山町	37 越生町	38 川島町	39 吉見町	40 鳩山町	41 寄居町	42 宮代町	43 杉戸町	44 松伏町
31 新規追加	・避難訓練への地域住民の参加促進 →（避難訓練への地域住民の参加促進） ・引き続き、関係機関が連携して実施する、自治体の避難情報、河川やダム等の防災情報等を活用した住民参加型の避難訓練や、避難場所への避難訓練について、実施状況や様々な工夫、今後の予定を協議会等の場で共有。	H	R1年度から順次実施	市町																																																
32 新規追加	・高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及び要配慮者利用施設等の避難における地域との連携事例の共有 →（共助の仕組みの強化） ・協議会等の場を活用して、避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。 ・要配慮者利用施設の避難における、地域との連携事例を引き続き収集するとともに、収集した事例を分析し、結果をとりまとめて公表。 引き続き、地域包括支援センターにハザードマップの提示や避難訓練のお知らせ等の防災関連のパンフレット等を設置。	O	R1年度から順次実施	関東地整・県・市町																																															
33 新規追加	・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する支援 →（共助の仕組みの強化） ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を実施。	C,J,T	R1年度から順次実施	関東地整																																															
34 新規追加	・地域防災力の向上のための人材育成 →（地域防災力の向上のための人材育成） ・市町村等の取組を支援する専門家のリストを作成。 ・市町村の要請に応じ、専門家を派遣。・支援結果について協議会等の場で共有。	O,P,Q	R1年度から順次実施	関東地整																																															
■防災教育や防災知識の普及・啓発																																																					
~~25~~ 35	・水防災に関する説明会の開催	B,K	H28年度から順次実施	協議会全体	△	●	△	●	△	●	●	○	●	●	○	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	△	●	●	○	○	○	●	○	●	○	●	●	●
~~26~~ 36	・教員を対象とした講習会の実施	K	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県・市	△	●		●	●	○	●	○	○	●	○	●	○	○	○	○	●	●	△	○	●	○	○	●	●	○	○	○	●	●	●	●	●	○	●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
~~27~~ 37	・小学生、中学生を対象とした防災教育の実施・支援及び先進的な事例の共有	K	H28年度から順次実施	関東地整・市町	△				○	●	●	●	●	●	○	●	○	●	●	○	●	●	○	○	●	○	○	●	●	△	○	●	○	●	●	●	●	○	●	○	●	●	○	○	○	○	○	●	○	●	○	●
37 追加項目	（防災教育の促進） ・協議会等による支援を行うとともに、先進的な事例については協議会等の場を活用し、共有。																																																				
~~28~~ 38	・出前講座等を活用した講習会の実施	K	引き続き実施	関東地整・機構・気象庁・県	△	●	△	●						●							●											●																					
39 新規追加	・防災施設の機能に関する情報提供の充実 →（防災施設の機能に関する情報提供の充実） ・ダムや堤防等の施設について、整備の段階や完成後も定期的にその効果や機能等について住民等への周知を実	K	R1年度から順次実施	関東地整・機構・県																																															
②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組																																																					
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																																																					
~~29~~ 40	・水防団や地域住民が参加する洪水に対しリスクが高い区間や重要水防箇所の共同点検	R	H28年度から定期的に実施	関東地整・県・市町	△			●	●	●	●	○	－	－	●	●	－	●	○	●	－	－	○	●	○	○	○	－	○	－	○	－	●	－	●	●	－	－	－	－	－	－	－	○	－	●	●	●	○	－	－	●
40 追加内容	（重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認） ・毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（水防活動に係る建設業者を含む）が共同して点検を実施。																																																				
~~30~~ 41	・水防団強化を目的とした、広報の充実（水防団確保）、水防団間での連携・協力に関する検討及び関係機関が連携した実働水防訓練の実施、訓練内容の改善	T,S,U	H28年度から定期的に実施	関東地整・県・市町	△			●	●	●	●	●	●	－	●	●	－	●	○	●	－	－	●	●	○	●	○	－	○	－	○	－	○	－	●	●	－	－	－	－	－	－	－	●	－	●	●	●	－	－	－	●
41 追加内容	（水防訓練の充実） ・引き続き、多様な関係機関、住民等の参加により、より実践的な水防訓練となるよう、必要に応じて訓練内容の検討、調整をし改善を図りつつ実施。																																																				
~~31~~ 42	・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進及び具体的な広報の進め方の検討	S	引き続き実施	市町					●	●	○	●	●	●	●	●	－	●	○	○	－	－	●	●	●	●	○	－	●	－	●	－	○	－	○	●	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	○	－	－	●
42 追加内容	（水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）） ・協議会等の場を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する																																																				
~~32~~ 43	・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	U	H28年度から順次実施	市町					●	△	○	●	●	●	●	●	－	●	●	●	－	－	●	●	●	●	●	●	●	－	●	－	●	－	●	△	－	－	－	－	－	－	－	○	－	●	●	●	－	－	－	●
■既設ダムの危機管理型運用方法の確立																																																					
~~33~~ 44	・既存ダムの機能を最大限活用する運用方法の検討及び「ダムの柔軟な運用」の運用	AA	H28年度から順次実施	関東地整・機構	△	●																																															
44 追加内容	（ダム等の洪水調節機能の向上・確保） ・浚渫等によって発生する建設発生土の処理・活用方法、対策後の継続的な維持管理のあり方について検討・調整。 ・「ダムの柔軟な運用」については、関係機関等と調整を行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・2018年の緊急点検を踏まえ、2020年度までに、人命を守るため、ダムの洪水調節機能を維持・確保するための緊急的・集中的な対策が必要な箇所において、緊急的・集中的に対策を実施し概成。 ＜国管理＞約20ダム ・「ダム再生ビジョン」及び「ダム再生ガイドライン」を踏まえ、既設ダムのかさ上げや放流能力の増強等の施設改良によるダム再生事業をはじめ、ダム再生の取組をより一層推進。 ・「ダムの柔軟な運用」の更なる運用に向けて、国及び水機構管理123ダムで関係機関等と調整や検討を引き続き行い、調整が整ったダムから順次運用を開始。 ・水系ごとの治水上・利水上の課題の検討や、ダムの施設改良の候補箇所の全国的な調査、具体的な箇所でのダム施設改良の実施に向けた諸元等の検討を行うなど、施設改良によるダム再生を推進する調査を推進。																																																				
45 新規追加	・ダム放流情報を活用した避難体系の確立 →（ダム放流情報を活用した避難体系の確立） ・ダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用など、住民の避難行動につながる情報提供等について、河川管理者と共同で実施。 ・国及び水機構管理123ダムのうち、2019年度までに避難行動に繋がるダム放流情報の内容や通知タイミングの改善、河川水位情報等の活用などが必要なダムは、河川管理者と共同で実施。	AA	R1年度から順次実施	関東地整																																																		

○令和元年5月取組項目の改定

荒川水系（埼玉県域）の減災に係る取組

平成30年度末時点　別紙-2-①　資料3－2

凡例　○:実施予定、△:実施中、●:実施済み・継続実施、－:対象なし、
：取組機関対象外、　赤字:R1年5月更新箇所　青字:追加内容の補足説明（手持ち資料のみに記載し、本編の調査表からは削除します。）

具体的な取組の柱 / 事項 / 具体的取組（県・市町調査項目）	課題	目標時期	取組機関	関東地方整備局	水資源機構	気象庁	埼玉県	1 さいたま市	2 川越市	3 熊谷市	4 川口市	5 行田市	6 加須市	7 東松山市	8 春日部市	9 羽生市	10 鴻巣市	11 深谷市	12 上尾市	13 草加市	14 越谷市	15 蕨市	16 戸田市	17 朝霞市	18 志木市	19 和光市	20 新座市	21 桶川市	22 久喜市	23 北本市	24 八潮市	25 富士見市	26 三郷市	27 蓮田市	28 坂戸市	29 幸手市	30 鶴ヶ島市	31 吉川市	32 ふじみ野市	33 白岡市	34 伊奈町	35 三芳町	36 毛呂山町	37 越生町	38 川島町	39 吉見町	40 鳩山町	41 寄居町	42 宮代町	43 杉戸町	44 松伏町
③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																																																					
■緊急排水作業準備計画（案）の作成及び排水訓練の実施																																																					
34 46 ・既存排水施設、排水ポンプ車等を活用した排水作業準備計画の策定	Z	H28年度から順次実施	関東地整・機構・県・市町	△	●		●	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	●	－	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
46 追加内容 (排水施設、排水資機材の運用方法の改善) ・2020年度までに、長期にわたり浸水が継続する地域などにおいて、排水作業準備計画を作成。																																																					
~~35~~ 47 ・排水作業準備計画に基づく排水訓練の実施	Z	H28年度から順次実施	協議会全体	○	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	●	－	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●